

■ 音楽 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。また、資質・能力の育成に当たっては、児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって、児童が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にした。

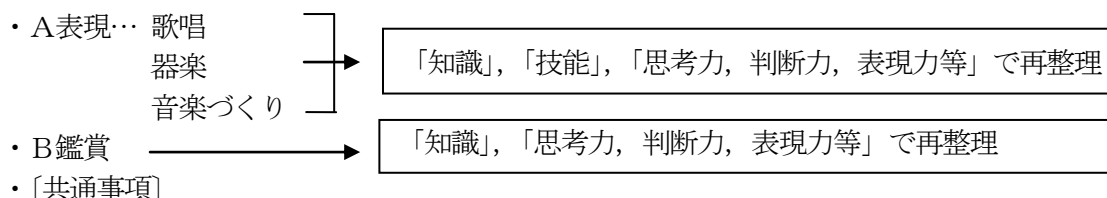
① 【音楽科の見方・考え方】

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などに関連付けること。」

② 【学年の目標の改善】

教科の目標の構造と合わせ、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理。

③ 【内容構成の改善】



(2) 学習指導及び内容の改善

① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」…「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「技能」…思いや意図に合った表現などをするために必要となる具体的な内容を、「A表現」の歌唱、器楽、音楽づくりの分野ごとに事項として示した。そのことによって、音楽科における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

② 【共通事項】の指導内容の改善

アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

③ 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導にあたっての配慮事項として示した。

④ 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

- ・第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。
- ・我が国や郷土の音楽の指導にあたっての配慮事項として、「音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること」を新たに示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

○ 移行期間中の特例

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導にあたっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点</p> <p>1 改訂の趣旨 ・前書き参照</p> <p>2 改訂の要点 ・前書き参照</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>第1 目標 表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。</p> <p>(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。</p>	<p>■ 表現及び鑑賞の活動を通してとは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成するためには、多様な音楽活動を幅広く体験することが大切であることを示したもの。 ・多様な音楽活動とは、歌を歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくりたり、音楽を聴いたりすることなど。→「表現」と「鑑賞」の2領域 <p>■ 音楽的な見方・考え方とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること ・音楽的な見方・考え方を働かせて学習することによって、児童の発達の段階に応じた、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現していく。このことによって、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力は育成される。 <p>■ 生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2)及び(3)を示している。 ・教科として学ぶ意義を明確にしている。 ・生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成することによって、児童がそれらの音や音楽との関わりを自ら築き、生活を豊かにしていくことは、音楽科の大切な役割の一つである。 <p>■ (1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知識及び技能」の習得に関する目標。 ・「曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解すること」が知識の習得に関する目標、「表したい音楽表現を実現するために必要な技能を身に付ける」ことが技能の習得に関する目標。 ・「知識」とは、音楽を形づくっている要素などの働きについて理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるような知識。表現や鑑賞の活動を通して、実感を伴いながら理解されるようにする。 ・「技能」とは、歌を歌う技能、楽器を演奏する技能、音楽をつくる技能。これらの技能はいずれも思いや意図などに合った音楽表現をするために必要となるもの。 <p>■ (2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標。 ・音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えることが必要。 <p>■ (3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標。 ・音楽に親しむ態度とは、我が国の音楽や諸外国の様々な音楽、及び様々な音楽活動に関心をもち、積極的に関わっていかうとする態度。さらに、学校内外の様々な音楽や音楽活動に主体的に関わっていく態度も含む。

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年及び第2学年]

1 目標

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を考えて表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 楽しく音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

2 内容

A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想を感じ取って表現を工夫し、どのように歌うかについて思いをもつこと。

イ 曲想と音楽の構造との関わり、曲想と歌詞の表す情景や気持ちとの関わりについて気付くこと。

ウ 思いに合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

■ 学年の目標

- ・教科の目標との関係を明確にし、次の三つの観点から項目を構成している。
- (1)「知識及び技能」の習得
- (2)「思考力、判断力、表現力等」の育成
- (3)「学びに向かう力、人間性等」の涵養

目標については、低・中・高で大きくは変わらない。発達の段階に合わせて広がりをもたせている。どの学年においても目指す方向は同一であり、学習が質的に高まっていくように示されている。

- (1)「知識及び技能」
- 「知識」

 - 低・中：曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くこと
 - 高：曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解すること

- 「技能」

 - 低：音楽表現を楽しむために必要な技能
 - 中・高：表したい音楽表現するために必要な技能

- (2)「思考力、判断力、表現力等」
- <表現>

 - 低：表現に対する思いをもつこと
 - 中・高：表現に対する思いや意図をもつこと

- <鑑賞>

 - 低：曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くこと
 - 中・高：曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くこと

- (3) 学びに向かう力、人間性等

 - ・音楽とのかかわり方について

 - 低：楽しく 中：進んで 高：主体的

 - ・協働して音楽活動する楽しさについて

 - 低・中：感じながら 高：味わいながら

 - ・様々な音楽に親しむことについて

 - 低：身の回りの様々な音楽
 - 中・高：様々な音楽

■ 内容の構成

- ・「A表現」の内容については、(1)歌唱、(2)器楽、(3)音楽づくりの各分野で、次のように示している。

 - ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力
 - イ「知識」に関する資質・能力
 - ウ「技能」に関する資質・能力

- ・「B鑑賞」の内容については、次のように示している。

 - ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力
 - イ「知識」に関する資質・能力

- ・〔共通事項〕の内容については、次のように示している。

 - ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力
 - イ「知識」に関する資質・能力

■ アについて

- ・児童が思いをもって歌唱の活動に取り組むことによって、歌唱表現が高まったことを価値付け、全体で共有していくこと。

■ ウ(ア)について

- ・階名とは、絶対的な音の高さを示す「音名」とは異なり、長音階の場合はド、短音階ではラをそれぞれの主音として、その調における相対的な位置を、ドレミファソラシを用いて示すもの。

(ア) 範唱を聴いて歌ったり、階名で模唱したり暗唱したりする技能

(イ) 自分の歌声及び発音に気を付けて歌う技能

(ウ) 互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想を感じ取って表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いをもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について気付くこと。

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 楽器の音色と演奏の仕方との関わり

ウ 思いに合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範奏を聴いたり、リズム譜などを見たりして演奏する技能

(イ) 音色に気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

(ウ) 互いの楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。

(ア) 音遊びを通して、音楽づくりの発想を得ること。

(イ) どのように音を音楽にしていかにについて思いをもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出す面白さなどに関わらせて気付くこと。

(ア) 声や身の回りの様々な音の特徴

(イ) 音やフレーズのつなげ方の特徴

ウ 発想を生かした表現や、思いに合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選んだりつなげたりして表現する技能

(イ) 音楽の仕組みを用いて、簡単な音楽をつくる技能

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏の楽しさを見だし、曲全体を

■ ウ(イ)について

- 自分の歌声を大切にしながら、歌詞が相手に伝わるように、ていねいに発音する歌い方を身に付けるようにすることが重要。

■ アについて

- 児童が思いをもって器楽の活動に取り組むことによって、器楽表現が高まったことを価値付け、全体で共有していくこと。

■ イ(イ)について

- それぞれの楽器がもつ固有の音色のよさや面白さに気付くとともに、演奏の仕方を工夫することによって、楽器の音色が変わることに、演奏を通して気付くようにすることが重要。

■ 音楽づくりの活動

- 音楽づくりの活動の中で、ア、イ及びウの各事項の(ア)は主に音遊びの活動を示し、(イ)は主に音を音楽にしていこうとする活動を示している。

■ 音遊びとは

- 友達と関わりながら、声や身の回りの様々な音に親しみ、その場で様々な音を選んだりつなげたりして表現すること。



- 低学年は遊びの中から色々な発想を得ることを目指す。

■ ア(イ)について

- 児童が思いをもって音楽づくりの活動に取り組むことによって、表現が高まったことを価値付け、全体で共有しながら、自分たちの表現に生かすように導くこと。

■ 音を音楽にしていこうとは

- 反復、呼びかけとこたえ、変化などの「音楽の仕組み」を用いながら、音やフレーズを関連付けて音楽にしていこうとする。

■ 音楽の仕組みとは

- 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(8)イに示す、反復、呼びかけとこたえ、変化などのこと。

■ 簡単な音楽とは

- それぞれの児童の実態に応じて無理なくつくることのできる音楽という意味。

■ 曲や演奏の楽しさを見いだすとは

- 音楽的な理由に触れながら、曲の楽しさや、異なった演奏形態や演奏者などによる演奏の楽しさについて考えをもつこと。

■ 指導に当たって

- 児童が学習の初期に漠然と描いた曲の印象を起点として、アの事項とイの事項との関連を図った学習を通して、聴き深めていくようにすることが大切。

味わって聴くこと。

イ 曲想と音楽の構造との関わりについて気付くこと。

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる身近な音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材を含めて、斉唱及び輪唱で歌う曲を取り扱う。

イ 共通教材

(略)

(2) 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、主旋律に簡単なリズム伴奏や低声部などを加えた曲を取り扱う。

(3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

ア 我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊りの音楽など体を動かすことの快さを感じ取りやすい音楽、日常の生活に関連して情景を思い浮かべやすい音楽など、いろいろな種類の曲

イ 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、親しみやすい曲

ウ 楽器の音色や人の声の特徴を捉えやすく親しみやすい、いろいろな演奏形態による曲

〔第3学年及び第4学年〕

1 目標

(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

(2) 音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

(3) 進んで音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

2 内容

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■ 聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えるとは

- ・ 感じ取ったことの原因を、音楽を形づくっている要素の働きに求めたり、音楽を形づくっている要素の働きがどのようなよさや面白さ、美しさを生み出しているかについて考えたりすること。

■ 〔共通事項〕イ

- ・ 指導に当たっては、単にその名称や意味を知るだけでなく、表現及び鑑賞の様々な学習活動の中で、音楽における働きと関わらせて、その意味や効果を理解させることが必要。

■ 3(1) イ 共通教材

- ・ 現行と変更なし。

ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。

イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて気付くこと。

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(イ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌う技能

(イ) 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌う技能

(ウ) 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について気付くこと。

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(イ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範奏を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして演奏する技能

(イ) 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

(ウ) 互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。

(ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの発想を得ること。

■ 知識や技能を得たり生かしたり

- ・曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつためには、その過程で新たな知識や技能を習得することと、これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要となる。したがって、知識や技能を習得してから表現を工夫するといった一方向の指導にならないように留意する。

■ アについて

- ・児童が思いをもって歌唱の活動に取り組むことによって、歌唱表現が高まったことを価値付け、全体で共有していくこと。

■ (ア)から(イ)までの技能とは

- ・いずれも思いや意図に合った音楽表現をするために必要となるもの。

■ (イ)について

- ・指導に当たっては、曲想にふさわしい歌声になるよう呼吸や声の響きに留意した歌い方を試したり、民謡を歌う際には、範唱の歌い方に近づけるように歌い方を試したりして、声の使い方を意識しながら歌うように働きかけるなど、児童が歌い方を試す過程で自らの声の特徴に気付くことを大切にす。

- ・アについては、歌唱に同じ。

- ・低学年ではなかった「楽譜を見る力」が必要となる。

- ・生きて働く知識や技能として、例えばリコーダーのタンギングはいつもトゥではなく、低い音を出すときはどういう言葉を使えばよいかなど、児童が考え、試し、選択させるなどして身に付けるものとして捉える。指導する際、児童が必要感をもって技能を身に付ける大切さを実感すること。

■ 即興的に表現するとは

- ・あらかじめ楽譜などに示されているとおりに表現するのではなく、友達と関わりながら、その場でいろいろな音を選択したり組み合わせたりして表現すること。

■ 音楽づくりの発想を得るとは

- ・いろいろな音の響きをその場で選択したり組み合わせたりする中で生ずる、「これらの音をこうしたら面白くなる」という考えをもつこと。

■ ア(ア)指導に当たっては

- ・児童の変容を捉えて、児童の表現のよさや面白さを価値付け、全体で共有するなどしながら、友達の表現を自分の表現に生かすように導くこと。

(イ) 音を音楽へと構成することを通して、どのようにまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて気付くこと。

(ア) いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴

(イ) 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴

ウ 発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能

(イ) 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

■ ア(イ)指導に当たっては

- ・児童が思いや意図をもって音楽づくりの活動に取り組むことによって、表現が高まったことを価値付け、全体で共有しながら、自分たちの表現に生かすように導くこと。

■ 設定した条件とは

- ・様々な音を即興的に選択したり組み合わせたりする際の約束事。
- ・このような約束事は、児童が音楽づくりの発想を得るために、必要不可欠なもの。

■ 音楽の仕組みとは

- ・「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(8)イに示す、反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横の関係などのこと。

■ 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能とは

- ・音楽の仕組みを使って、音を音楽へと構成することができること。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて気付くこと。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

3 内容の取扱い

(1) 歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材を含めて、斉唱及び簡単な合唱で歌う曲

イ 共通教材
(略)

(2) 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、簡単な重奏や合奏などの曲を取り扱う。

・アとイの関連が必要となる。聴き取ったことと、感じ取ったこととの関わりについて、全員で共有したい構造を可視化したり、部分を抜き出して聴いて確かめたりすることで児童自ら気付いたり、実感させたりする工夫をすること。

■ 曲や演奏のよさなどを見いだすとは

- ・音楽的な理由を伴って、曲がもつよさや、様々な演奏形態や演奏者などによる演奏のよさなどについて考えをもつこと。

■ 曲全体を味わって聴くとは

- ・曲や演奏のよさなどについて考えをもち、曲全体を聴き深めていること。

・[共通事項]については、第1学年及び第2学年と同じ。

■ 3(1) イ 共通教材

- ・現行と変更なし。

■ 重奏や合奏などとは

- ・和楽器を用いた器楽教材では、斉奏の曲を扱うことも考えられる。

- (3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。
ア～ウ (略)

[第5学年及び第6学年]

1 目標

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的に音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを味わいながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

2 内容

A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。

イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること。

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能

(イ) 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能

(ウ) 各声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

- (2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な

■ 曲の特徴にふさわしい表現を工夫とは

- ・歌唱表現を工夫する根拠を曲の特徴に求めて表現をつくりだすこと。
- ・曲の特徴についての理解を深めたり、必要な技能を身に付けたりしながら、スタッカートやスラーなどの表現方法や、声の音色(高のみ)、強弱、速度などの違いによる表現方法を試すなどして、歌唱表現を工夫する楽しさを味わい、思いや意図を膨らませることが大切。

■ ア 指導に当たっては

- ・児童が思いや意図をもって歌唱の活動に取り組むことによって、歌唱表現が豊かになったことを価値付け、全体で共有していくこと。

・理解するとは、質的な高まりを言う。低・中は「気付く」

■ 自然で無理のない、響きのある歌い方で歌うとは

- ・児童一人一人の声の特徴を生かしつつも、力んで声帯を締め付けることなく、音楽的には曲想に合った自然な歌い方で、歌声を響かせて歌うこと。
- ・喉に負担がかからないように工夫することが必要。

■ 指導に当たっては

- ・児童が歌い方を試す過程を大切にしながら、自分の歌声の持ち味を生かすとともに、曲想に合った歌い方を主体的に探っていけるようにすること。

■ 曲の特徴にふさわしい表現を工夫とは

- ・器楽表現を工夫する根拠を曲の特徴に求めて表現をつくりだすこと。

■ 指導に当たっては

- ・児童が思いや意図をもって器楽の活動に取り組むことによって、器楽表現が豊かになったことを教師が価値付け、全体で共有していくこと。

次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。

(ア) 範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能

(イ) 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

(ウ) 各声部の楽器の音や全体の響き、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。

(ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得ること。

(イ) 音を音楽へと構成することを通して、どのように全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。

イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて理解すること。

(ア) いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴

(イ) 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴

ウ 発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能

(イ) 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

・ア(ア)「様々」、ア(イ)「全体の」、イ「理解」は高学年のみ

■ ア(イ)指導に当たっては

・児童が思いや意図をもって音楽づくりの活動に取り組むことによって、表現が高まったことを価値付け、全体で共有しながら、自分たちの表現に生かすように導くこと。

■ ウ(ア)について

・条件を設定する際、イ(ア)に示す知識を含めることによって、ア、イ及びウの関連を図った学習にすることが必要である。

■ ウ(イ)について

・音楽の仕組みを用いる際、イ(イ)に示す知識を含めることによって、ア、イ及びウの関連を図った学習にすることが必要である。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

・[共通事項]については、第1学年及び第2学年と同じ

3 内容の取扱い

(1) 歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともイ

の共通教材の中の3曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う曲

イ 共通教材(略)

(2) 主となる器楽教材については、楽器の演奏効果を考慮し、簡単な重奏や合奏などの曲を取り扱う。

(3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や諸外国の音楽など文化との関わりを捉えやすい音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の曲

イ 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、聴く喜びを深めやすい曲

ウ 楽器の音や人の声が重なり合う響きを味わうことができる、合奏、合唱を含めたいろいろな演奏形態による曲

■ 3(1)イ 共通教材
・現行と変更なし。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及びア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

■ 指導計画の作成

・この事項は音楽科の指導計画の作成にあたり、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、音楽科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したもの。

■ 主体的・対話的で深い学び

・必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
・各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要。

・現行においても大切にされてきた思考、判断、表現する一連の過程を、これからも継承していく。
・現行で成果を上げている指導方法は、自信をもって継承していく。その際、主体的になっているか、対話的になっているか、深い学びになっているかという視点で見直しを図っていくこと。

・全てを扱うということではなく、重点をおいて扱っても構わない。ただし、ア、イ、ウの指導事項については、必ずどこかに含ませ、題材を構成すること。

■ (3)について

・指導計画の作成においては、各領域や分野の学習に共通する「音楽を特徴付けている要素」や「音楽の仕組み」、それらに関わる音符、休符、記号や用語を要とし、適宜、表現領域と鑑賞領域との関連や、歌唱、器楽、音楽づくりの各活動間の関連を図った題材を構成していくことが大切。
・一題材の学習過程だけではなく、年間を見通して、各題材間における各領域や分野の関連を図ることも大切。

■ (4)について

・表現領域と鑑賞領域との関連や、歌唱、器楽、音楽づくりの各活動間の関係を図った題材を構成していくことが大切。
・一題材の学習過程だけではなく、年間を見通して、各題材間における各領域や分野の関連を図ることも大切である。

- (5) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。
- (6) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (7) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

■ (6)について

- ・幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行う。
- ・例えば、遊びうたであるわらべうたを、生活の中の遊びと関連させながら取り上げることが考えられる。

■ (7)について

- ・通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある児童が在籍している可能性があることを前提に、きめ細かな指導や支援ができるよう指導の工夫の意図、手立てを明確にする。
- ・個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要。

■ (8)について

- ・音楽科の学習指導を通して培われる豊かな情操は、道徳性の基盤を養うもの。
- ・音楽科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ・内容を扱うときに、配慮したい事項。単独で扱うものではない。

(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

■ (1)アについて

- ・音楽活動は、音や音楽によるコミュニケーションを基盤としたものであり、言葉で表すことが本来の目的ではない。したがって、言葉によるコミュニケーションが音や音楽によるコミュニケーションの充実になるように配慮する。

ア 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

イ 音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽と関わることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。

ウ 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

■ ウについて【新設】

- ・一人でパソコンを用いて音楽をつくることもあるが、友達と協力しながらつくったり、試行錯誤したりすることが大切。

エ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

- ・行事のための音楽活動にならないようにする。ただし、音楽科の学習で学んだことを生かすことも大切。

オ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した著作者がいることに気づき、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にすることを養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるよう

にすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

(2) 和音の指導に当たっては、合唱や合奏などの活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようになること。また、長調及び短調の曲においては、I、IV、V及びV7などの和音を中心に指導すること。

(3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。

(4) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

イ 相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

ウ 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して適切に配慮すること。

(5) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。

ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。

イ 第1学年及び第2学年で取り上げる旋律楽器は、オルガン、鍵盤ハーモニカなどの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

オ 合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

(6) 各学年の「A表現」の(3)の音楽づくりの指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア (略)

イ どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。

・現行の和音及び和声の指導から変更し、「和音」のみになった。〔共通事項〕の書き振りに揃えた。

■ (2)について

・和音の響きと和音の連結によって生まれる和声に対する感覚の育成を、児童の発達の段階に応じて行うようにすることも大切。

■ (3)について【新設】

・我が国や郷土の音楽は、主に口承されてきたことや、人々の生活や文化と関わって伝承されてきたという特質がある。このような特質を踏まえて、知識や技能の習得に偏ることなく、そのよさなどを十分に感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、指導方法を工夫することが重要。

■ (4)アについて【新設】

・「我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう」が新たにいった。

イ・ハーモニカから鍵盤ハーモニカに変更。

ウ・「和楽器」が新しくいった。

■ オについて【新設】

・合奏の各声部には、主な旋律、副次的な旋律、和音、低音、リズム伴奏などがあり、それぞれ大切な役割を担っている。また、合奏で使う各種打楽器や旋律楽器には、それぞれ楽器の特性がある。ここでいう楽器の特性とは、音域、音色、音量、音の減吸の仕方、強弱表現の幅などがある。

■ イについて【新設】

・どのような音楽を、どのようにつくるかという思いや意図に寄り添いながら、音楽の仕組みを用いた具体的な例を示すなど、適切な手立てを工夫することが重要であることを示している。

ウ つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。

エ 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

(7) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。

(8) 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、次のア及びイから適切に選択したり関連付けたりして指導すること。

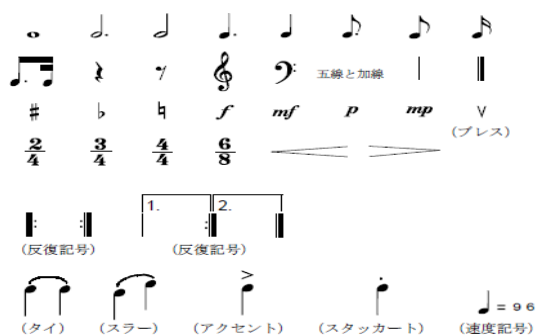
ア 音楽を特徴付けている要素

音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズなど

イ 音楽の仕組み

反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係など

(9) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「音符、休符、記号や用語」については、児童の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。



・「記譜」から「記録する方法」に変更。中学校の書き方と揃えた。

・鑑賞から「言語活動」という言葉はなくなったが言葉などで顕在化させることが必要。あえて丁寧に示した。

■ (7)について

・言葉などで表す活動には、絵や図で表したり、体の動きに置き換えて表したりするなど、広義の言語活動が含まれる。

■ 音楽を形づくっている要素

・従前は学年別に示していたが、今回は一括して示してある。このことは、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、取り扱う教材や内容との関連から必要と考えられる辞典で、その都度繰り返し指導し、6年間を見通した学習を進めることを意図したもの。

・現行との変更点

和声の響き→和音の響き、拍の流れ→拍、問いと答え→呼びかけとこたえ、縦と横の関係→縦と横との関係

- ・小学生の発達の段階において、ふさわしいと思わないからといった各自の判断によって選択しないことは認められない。
- ・扱いやすい要素だけを扱うといった恣意的なやり方は認められない。
- ・音楽を特徴付けている要素とは、パーツ的なもの。音楽の仕組みとは、フレーム的なもの。これらが関わりあって音楽は構成されている。中学校になると、これが構成、形式となっていく。
- ・実際〔共通事項〕として扱っているのは「音楽を特徴付けている要素」と「音楽の仕組み」である。歌詞や演奏形態等があることで誤解を生じていた。〔共通事項〕で示すものとしては別にしてとらえる。